西条市ふるさと納税（ＮＰＯ等指定寄附）の仕組み（概要）

（目的）地域課題の解決のために市内で活動するＮＰＯ等の資金調達にふるさと納税を活用し応援します！

・市から返礼品は送付しません。
・ＮＰＯ等が自らの団体や西条市にゆかりのあるものを返礼品として送ることができます。

寄附の働きかけ

全国の個人・企業

寄附

（ふるさと納税）

（仮称）西条市ふるさとづくり基金

寄附額から実費相当分を差し引いた額を交付

実績報告

寄附者は、寄附金控除が受けられます。

御礼状・事業の活動報告

ＮＰＯ等指定寄附対象団体の主な要件

【団体要件】
・特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、市とパートナーシップ協定を締結している団体
・定款、規約等を備えていること
・情報を広く開示していること
・5名以上の構成員で構成されていること
（うち1名以上は市内在住）
・ＮＰＯ法20分野、その他社会貢献を行う非営利活動団体であること
・役員等が暴力団等構成員及び関係者等でないこと
・公益性の高い活動を行っていること
（市の施策と整合又は市との協働の実績があること）
・市内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること
・法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと
・活動の目的が宗教、政治的でないこと

【寄附金の使途要件】
・公益的な事業
・ＮＰＯ法20分野、その他社会貢献を行う分野の事業
・市民の便益につながる事業
・構成員のみを対象とする事業でないこと
・宗教的、政治的活動のための経費でないこと